

平成22年第4回定例会 壱岐市議会会議録(第6日)

議事日程(第6号)

平成22年12月16日 午前10時00分開議

日程第1	議案第96号	長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第97号	壱岐市行政組織条例の全部改正について	総務文教常任委員長報告・否決 ・討論・本会議・否決
日程第3	議案第98号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第99号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第100号	壱岐市猿岩物産館条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第101号	壱岐風民の郷条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第102号	壱岐出合いの村条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第103号	壱岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第104号	壱岐市医学修学資金貸与条例の制定について	厚生常任委員長報告・否決 討論・本会議・否決
日程第10	議案第105号	壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について	厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第11	議案第106号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第107号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第108号	過疎地域自立促進計画の策定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第109号	八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)請負契約の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第110号	平成22年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第111号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第112号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第113号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第114号	平成22年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第115号	平成22年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第116号	平成22年度吉崎市病院事業会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第117号	平成22年度吉崎市水道事業会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	陳情第2号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める陳情	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第24	陳情第3号	T P Pに関する陳情	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第25	陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第26	陳情第5号	くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第27	発議第7号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第28	発議第8号	食料自給率を高めるために、T P Pに参加しないことを求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第29	発議第9号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第30	発議第10号	離島医療の医師確保対策を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第31	発議第11号	アルミ3胴船の就航を目指す(株)市民フェリー吉崎対馬への船舶共有建造制度に基づく融資に関する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第32	委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件		申し出のとおり決定
日程第33	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

出席議員(20名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	深見 義輝君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君

11番 中村出征雄君	12番 鷓瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君		
沓岐島振興推進本部理事			松尾 剛君
市民生活担当理事	山内 達君	保健環境担当理事	山口 壽美君
産業経済担当理事	牧山 清明君	建設担当理事	中原 康壽君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	堤 賢治君
財政課長	浦 哲郎君	政策企画課長	山川 修君
管財課長	豊坂 康博君	会計管理者	宇野木眞智子君
教育次長	前田 清信君	病院管理課主幹	左野 健治君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表（第6号）により本日の会議を開きます。

議事に入る前に報告します。3つの各常任委員会、議会運営委員会の各委員会から行政調査の報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので御高覧をお願いします。

日程第 1 . 議案第 9 6 号 ~ 日程第 2 6 . 陳情第 5 号

議長（牧永 護君） それでは、日程第 1、議案第 9 6 号長崎県市町村総合事務組合の規約変更についてから、日程第 2 6、陳情第 5 号くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情についてまで 2 6 件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 登壇〕

総務文教常任委員長（町田 光浩君） それでは、総務文教常任委員会の委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 1 0 3 条の規定により報告します。

議案第 9 6 号長崎県市町村総合事務組合の規約変更について、原案可決。

議案第 9 7 号壱岐市行政組織条例の全部改正について、否決。

議案第 9 8 号壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 0 6 号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 0 7 号壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 0 8 号過疎地域自立促進計画の策定について、原案可決。

議案第 1 1 5 号平成 2 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

なお、議案第 9 7 号壱岐市行政組織条例の全部改正について、否決の理由といたしまして、市長の描く機構改革の意図は理解できるが、各部を横断的に総括していくための新行政推進室長であるならば副市長もしくは副市長同等の配置にすべきであり、また職員の意識改革を行うのならば総務部内に配置すべきである。

また、病院部については、部長が兼務でなくなることで名称が変わる以外は体制も内容も何ら変わらない。経営形態の変更も全く不透明な現在、変化をもたらす機能の充実に向かうべきと考える。

加えて、石田庁舎においては、県とのワンフロアー化を前提にされており、以前ワンフロアー化については議会として強く反対の意志を示した経緯もあり、いまだ承認するには至っていない。

よって、当委員会としては部長制自体を否定するものではないが、市長の目指す機構改革を実現するにはいまだ不十分な部分もあると判断した。より機能するための機構改革へ向け、いま一度再考を望むものであり、否決といたしました。

議長（牧永 護君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。続けてください。

総務文教常任委員長（町田 光浩君） それでは、引き続き、陳情に関する委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告いたします。

陳情第4号、平成22年12月8日付託、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情、審査の結果、採択すべきもの。委員会の意見はなしです。措置といたしまして、意見書の提出としております。

陳情第5号、平成22年12月8日付託、暮らし支える行政サービスの拡充を求める陳情、審査の結果、不採択とすべきものとなりました。委員会の意見はなしです。不採択とすべきものとなった理由といたしまして、地域主権改革とは、単に公務員を減らし、地方に犠牲を強いるといった国の責任放棄ではなく、これまで国が主導してきた地方の施策を各地方の自主性・独自性を高め、地方の実情に沿った施策を展開しようとするものとするものとする。よって、この陳情の趣旨には賛同しがたく、不採択といたしました。

以上です。

議長（牧永 護君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第99号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第104号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定について、原案否決。

議案第105号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について、原案否決。

議案第111号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案可決。

議案第 114 号平成 22 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 116 号平成 22 年度壱岐市病院事業会計補正予算（第 2 号）について、原案可決。

委員会意見について。議案第 104 号について、本案は、壱岐市民病院の中核となる医師を確保するために提出されたものである。しかし、毎月 20 万円のみでの貸与では到底利用者がいるとも考えられない。（1）入学時における費用が最も医学部への障害となっていることから、国公立、私立は、これ私立のことですね、とも応分の上限を設け、それぞれに設定されたい。（2）運用規定において、卒業後の指定医療機関を定め、3 年程度の研修期間中の弾力的適用を図られたい。

議案第 105 号について、本案については、次の意見をつけて否決した。

看護師、助産師、保健師のみを対象とした条例に改められたい。特に、看護師については現在も不足し、将来的にも人的な確保が困難になることが予想されるからである。それ以外の職種について、その必要性は認めるも、現状採用数も少なく、市民病院医療機関に採用できる見通しもない。

いずれの条例ともその必要性は本委員会としても十分承知していることから、早急に精査して提出されたい。

議長（牧永 護君） 陳情の部分もやってください。

厚生常任委員長（町田 正一君） 一緒ですか。

議長（牧永 護君） はい。

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 138 条の規定により報告します。

陳情第 2 号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情、審査の結果、採択とすべきもの。委員会の意見なし。

議長（牧永 護君） これから、厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。鵜瀬和博産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査

の結果、次のとおり決定したので、市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案番号、議案第100号吉岐市猿岩物産館条例の一部改正について、原案可決。

議案第101号吉岐風民の郷条例の一部改正について、原案可決。

議案第102号吉岐出会いの村条例の一部改正について、原案可決。

議案第103号吉岐市嘗印通寺共同店舗条例の一部改正について、原案可決。

議案第109号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の変更について、原案可決。

議案第112号平成22年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第113号平成22年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第117号平成22年度吉岐市水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決となっております。

委員会の意見といたしまして、議案100号から議案103号に関連して、本市の多くの公共施設や観光施設の管理運営については、多額の維持管理費がかかっており、今後も経費削減と住民サービスの向上に向けて指定管理者制度を導入し、民間にできるものは民間へ移行すべきである。また、各施設の統廃合も含め、見直しを図るべきである。

このほかイノシシ対策につきまして、イノシシは繁殖力が強く、一度繁殖すればその被害は甚大で、農林業はもとより人的被害の報告もあり、大変危険な害獣である。そのような中、本市においても本年6月以降、初山地区、志原地区、武生水地区、池田仲地区でイノシシらしき被害報告があっているが、いまだにイノシシの発見、捕獲及び生息場所を特定するには至っていない。については、雄、雌、生息頭数など詳細はわかっていないが、被害の少ないうち、繁殖する前に各関係機関協力し、早急にイノシシ撲滅に向け、全島的な対策を講じるべきである。

以上です。

続きまして、本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第138条の規定により報告をいたします。

陳情第3号、平成22年12月8日付託、T P Pに関する陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見なし、措置として意見書を提出をしております。

以上です。

議長（牧永 護君） これから産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。今西菊乃予算特別委員長。

〔予算特別委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

予算特別委員長（今西 菊乃君） 委員会審査結果報告、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案番号、議案第110号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、審査の結果は原案のとおり可決となっております。

以上です。

議長（牧永 護君） これから予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第96号長崎県市町村総合事務組合の規約変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 済みません、ちょっとはつきり。起立多数です。よって、議案第96号長崎県市町村総合事務組合の規約変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号壱岐市行政組織条例の全部改正について討論を行います。討論ありませんか。町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 本来、壱岐市議会が委員会中心主義をとっており、各案件の付託を委員会に一任している以上、3常任委員会の結論は最大限に尊重されなければなりません。しかし、私は常に執行側と議会との役割の違いを自覚して、人事案件とそれを裏づける機構の改編については市民生活が不便になるということがない限り、二元代表制の一方の当事者である市長の意向を最大限に尊重すべきであるというのが私の信念であります。そうでなければ市長の仕事はできません。今回は、以前のような県とのワンフロア化の問題とは違います。あくまで行政内部の変更であります。部制への変更、新行政推進室の設置、子ども家庭課の設置、病院部の設置、すべてであります。よって、私は執行部の提案に賛成いたしますし、議会としてこれを否決することは現に慎むべきであると考えます。

以上のことから、私は執行部の提案に賛成をいたします。

議長（牧永 護君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。よって、原案について採決します。議案第97号壱岐市行政組織条例の全部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、議案第97号壱岐市行政組織条例の全部改正については否決されました。

次に、議案第98号壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第98号壱岐市職員の育児休業等に関する条例及び壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第99号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号壱岐市猿岩物産館条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第100号壱岐市猿岩物産館条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号壱岐風民の郷条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第101号壱岐風民の郷条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号壱岐出会いの村条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第102号壱岐出会いの村条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号壱岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第103号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第103号壱岐市営印通寺共同店舗条例の

一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 私は、本条例制定に賛成の立場で討論いたします。

所管の委員会の委員でありながら、委員会で否決されたにもかかわらずですが、委員会の場で賛成討論の場がありませんでしたので、あえてここで賛成の立場で討論をいたします。

まず、その理由について若干申し上げます。執行部の説明によりますと、長崎県病院企業団に勤務する場合の長崎県の条例はもちろんのこと、県内外36自治体に調査照会の結果、医師確保及び良質な医療の提供を図るために、現在の条例を廃止し、本条例を提案をしたということでありました。

前条例と今回の条例及び長崎県条例の違いについて申し上げます。現行制度では、年間授業料及びその他の経費、すなわち生活費であります。これを4年間で673万円、大学院での授業料及び生活費として2年間で480万円、6年間で限度額1,153万円貸与するということがあります。今回の条例改正では、その内容がわかりやすく、年間の授業料及びその他の経費を含めて月額20万円を6年間で、1,440万円を限度として貸与する制度となっております。また、長崎県の制度では、国立大学への入学金28万2,000円、年間授業料53万5,800円、6年間で限度額933万6,800円の貸与となっております。これを月平均にいたしますと、月額12万9,677円です。多分白川市長の御子息さんもこの制度を活用されておられるのではないかと思います。私は、長崎県の制度の月額12万9,677円に対し、今回の条例制定で壱岐市の場合は月額20万円ということは、壱岐市においては妥当なものだと思います。よって、本条例の制定に賛成であります。

皆さん方の公正なる判断をお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

議長（牧永 護君） ほかに討論はありませんか。町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 中村出征雄議員は討論の場がなかったと言われましたけども、討論の場は当然委員会で確保されてるわけで、そのときに意見を言ってもらえればよかったんですが、基本的にその趣旨がおかしいと、賛成の中村議員の。長崎県の病院企業団なんです。の修学資金と壱岐市が出す分とは全く別な観点であります。特に、今回の修学資金の条例は、基本的に壱岐市の医療機関の、市立の医療機関の中核医師を育てるための修学資金条例であります。だから、ほかの自治体がこうだからとか、そういうことを言っても医師は来ないんです、現実。ましてお金持ちのお医者さんの子供たちは、別にこういった貸与条例がなくても自分たちでちゃんとそれだけの資金の裏づけがあるわけですから、ちゃんと借りなくても医師になることができます。私たちが厚生委員会で議論になっとるのは、そうじゃなくて普通の人たちが、普通のサラ

リーマンの家庭で、その人たちが医学部に進学を目指す場合に一番障害となるのは入学金の過重負担であると。これが国立であれば入学時160万円、あるいは私立であれば、恐らく800万円近いとか、800万円ぐらい、1,000万円かかると。この分について壱岐市の財政の、だから上限の金額は設けておりません。相応の上限の金額を設けて、医学部を志す人たちが医者になれるようにということで、もう一度精査してくれと言っております。ほかの自治体はどうか、離島である壱岐市の状況を考えれば、この程度のことはやらないと医学部の進学を目指そうとする生徒たちが壱岐市のこの奨学金の貸与条例の対象になるとも思えません。だから、私は委員長報告でも述べたように、とりあえず一番障害になっている入学時の負担について再度執行部側に上限を設ける金額を提出してくれということで委員会報告を出しております。

以上であります。

議長（牧永 護君） ほかに討論ありませんか。ちょっとお待ちください。（発言する者あり）討論について、ちょっとこちらの見解を申し上げたいと思います。会議規則等に載ってるわけですが、討論とは議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であって、その目的は自己の意見に反対する者及び賛否の意思を決めていない者を自己の意見に賛同させることであり、なお、討論には討論1人1回の原則があり、お互いに賛否の意見を反復して行うことは絶対できないこととなっております。参考にさせていただきたいと思います。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第104号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。よって、原案について採決します。議案第104号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、議案第104号壱岐市医学修学資金貸与条例の制定については否決されました。

次に、議案第105号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第105号を採決します。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長の報告は否決です。よって、原案について採決します。議案第105号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、議案第105号壱岐市医療技術修学資金貸与条例の制定については否決されました。

次に、議案第106号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第106号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号壱岐市火災予防条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第107号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第107号壱岐市火災予防条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号過疎地域自立促進計画の策定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第108号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第108号過疎地域自立促進計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第109号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第109号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第110号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第110号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第111号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第111号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第111号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第112号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 1 1 2 号平成 2 2 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 1 3 号平成 2 2 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 1 1 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 1 1 3 号平成 2 2 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 1 4 号平成 2 2 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 1 1 4 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 1 1 4 号平成 2 2 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 1 5 号平成 2 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 1 1 5 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 1 1 5 号平成 2 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 1 6 号平成 2 2 年度壱岐市病院事業会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第116号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第116号平成22年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第117号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第117号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、陳情第2号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号TPPに関する陳情に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、陳情第3号TPPに関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第5号くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択すべきものです。よって、この陳情について採決します。陳情第5号くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情について採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、陳情第5号くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情は、不採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時とします。

午前10時46分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。

・ ・
日程第27、発議第7号

議長（牧永 護君） 次に、日程第27、発議第7号国民健康保険療養費国庫負担金の調整

(減額)廃止を求める意見書の提出について議題といたします。

提出議員の説明を求めます。7番、今西菊乃議員。

〔提出議員(今西 菊乃君) 登壇〕

提出議員(7番 今西 菊乃君) 発議7号、平成22年12月16日、苓崎市議会議長牧永護様、提出者、苓崎市議会議員今西菊乃、賛成者、苓崎市議会議員町田正一、中村出征雄。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書(案)、上記の議案を別紙のとおり苓崎市議会会議規則第14条の規定により提出します。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書(案)、平成22年1月1日に厚生労働省が発表した2008年度合計特殊出生率は1.37であり、人口を維持するのに必要な2.08への回復は依然として困難で、まさに危機的な水準を推移している。

深刻な少子化の進行の中で、子育て中の世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援は大変重要である。

このため、地方自治体は厳しい財政状況の中で、対象年齢の引き上げや助成制度の支払い方法の改善など、保護者の要望にこたえて子供医療費助成制度の拡充を進めてきた。

ところが、医療費助成について窓口での支払いが不要な「現物給付」にした場合には、国民健康保険の国庫負担金が調整(減額)され、「現物給付」にしている市町村では、財政運営上の大きな支障となっている。

政府は、少子化対策に取り組んでいるが、国民健康保険に対する国庫負担金の調整(減額)はこれに矛盾する措置である。

よって、政府におかれましては、乳幼児・児童医療費助成制度等に係る国保国庫負担金の調整(減額)を廃止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日、長崎県苓崎市議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

議長(牧永 護君) これから発議第7号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(牧永 護君) 質疑がありませんので、これで発議第7号について質疑を終わります。

〔提出議員(今西 菊乃君) 降壇〕

議長(牧永 護君) お諮りします。発議第7号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(牧永 護君) 御異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会付託を省略するこ

とに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第7号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第28・発議第8号

議長（牧永 護君） 次に、日程第28、発議第8号食糧自給率を高めるために、TPPに参加しないことを求める意見書の提出について議題とします。

提出議員の説明を求めます。17番、瀬戸口和幸議員。

〔提出議員（瀬戸口和幸君） 登壇〕

提出議員（17番 瀬戸口和幸君） TPPに参加しないことを求める陳情については、先ほど本会議でも賛成をいただきましたので、それに基づきまして産業建設委員会で意見書を提出したらということになりまして、ここに意見書（案）を提出したいと思います。

発議第8号、提出者、壱岐市議会議員瀬戸口和幸、賛成者、壱岐市議会議員呼子好、同じく田原輝男。

食糧自給率を高めるために、TPPに参加しないことを求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

食糧自給率を高めるために、TPPに参加しないことを求める意見書（案）、11月9日、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について、「関係国との協議を開始する」と明記した「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定されました。もしもTPPを締結すれば、地域経済、社会、雇用が大打撃を受けるのは必至であります。

農水省は、10月22日、関税全廃を原則とするTPPに参加した場合、国内の農業生産額が4兆8,000億円減少するとの試算結果を発表しました。これは2008年の農業産出額8兆4,736億円の48%に当たり、農業は壊滅的打撃を受けるとしています。さらに、11月9日には、林・水産物では4,700億円減少すると発表しました。農水省は、TPPへの参加で食糧自給率は14.5%に落ち込むと言っています。長崎県は11月11日、TPPに参加した場合、県の農業算出額は2008年基準で、農水省が試算した19品目中のうち県内で該当する10品目で、497億円が失われるとの試算を発表しました。

このように、命の源である食を今以上に他国に依存することにより、独立国としての基盤が失われます。政府は「食糧・農業・農村基本計画」で食糧自給率の50%達成を明示しましたが、それにも反しています。

世界の異常気象による食糧生産の不安もあります。たとえ戸別所得補償で農家経営を守るとしても財源の問題もあります。他職種との不平等感を生み出す心配もあります。食に関わる地域産業や雇用も失われます。地域の食文化も廃れ、耕作放棄地が今以上に増大します。美しい棚田の景観や治水機能等の多面的機能も損なわれます。政府が農業の構造を改善するといっても、米国、オーストラリア、ニュージーランドの数千、数百ヘクタール規模の農業と競争することはもともと不可能です。限られた土地を基盤として季節に沿って営む農業は、市場経済では関税などの国境措置対策は不可欠です。それにも関わらず、現在日本が農産物にける関税は平均12%で、農産物輸出国のEU(20%)、アルゼンチン(33%)、ブラジル(35%)などより低くなっています。日本はこれまでも農産物の輸入自由化を拡大してきましたが、たびたび輸入食品の安全性が問題になっています。

このような趣旨から、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月16日、長崎県壱岐市議会、提出先は、以下7機関等であります。

以上で、意見書の案についての説明を終わります。

議長（牧永 護君） これから発議第8号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第8号について質疑を終わります。

〔提出議員（瀬戸口和幸君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第8号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第8号食糧自給率を高めるために、TPPに参加しないことを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 29 . 発議第 9 号

議長（牧永 護君） 次に、日程第 29、発議第 9 号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。4 番、町田光浩議員。

〔提出議員（町田 光浩君） 登壇〕

提出議員（4 番 町田 光浩君） 発議第 9 号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、別紙のとおり壱岐市議会会議規則第 14 条の規定により提出をいたします。提出者は、私、町田光浩、賛成者、壱岐市議会議員深見義輝、同じく市山和幸でございます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）、義務教育費の国庫負担制度は、憲法の保障する「等しく教育を受ける権利」あるいは「教育を受けさせる義務」の基本的理念を具現化するため、国が必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度であり、現行教育制度の重要な根幹となっています。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と義務教育無償の原則として、子供たちが等しく教育を受けることができるように制定されました。義務教育国庫負担制度は、国として「最低保障」するものであり、すべての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、憲法からも要請されている国の重要な責務であります。

今日、教育が抱えている課題を解決するためには、地域や子供の状況を踏まえ、多様な教育活動が推進できるよう、当事者である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが差し迫った課題です。

しかし、平成 18 年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国負担率は 2 分の 1 から 3 分の 1 に下げられました。現在、義務教育費国庫負担制度が減額された分は地方交付税で措置されていますが、平成 22 年度予算の地方交付税は約 16.9 兆円で、平成 17 年度比マイナス 0.4 %と、一定回復されました。しかし、県市町ともに財政の厳しい中、安定した地方財政を構築するためには、義務教育費国庫負担率を 2 分の 1 に復元すべきです。

教育予算は未来への先行投資であり、子供たちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命です。

よって、国におかれては、義務教育費の負担率 2 分の 1 に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 22 年 12 月 16 日、長崎県壱岐市議会、提出先として、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、以上となっております。

議長（牧永 護君） これから発議第 9 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第 9 号についての質疑を終わります。

〔提出議員（町田 光浩君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第 9 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第 9 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第 9 号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 30 . 発議第 10 号

議長（牧永 護君） 次に、日程第 30、発議第 10 号離島医療の医師確保対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。10 番、豊坂敏文議員。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 登壇〕

提出議員（10 番 豊坂 敏文君） 発議第 10 号、提出者、壱岐市議会議員豊坂敏文、賛成者、壱岐市議会議員榊原伸、小金丸益明。

離島医療の医師確保対策を求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり壱岐市議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

離島医療の医師確保対策を求める意見書（案）、住民の生命と健康を守るために、医療体制の確保が極めて重要ですが、地方や僻地といった特定の地域、特に本市のような離島地域においては、近年の医療制度改革以降、医師不足の問題はますます深刻化しており、医師の絶対的不足は医療崩壊をもたらし、さらなる医師不足を招くという悪循環になっています。

本市においても、医師確保に向けて懸命の努力を続けていますが、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が崩壊の危機にあります。しかし、これらの問題解決は、個々の自治体のみ

では到底不可能であります。

よって、国において県、大学、学会、医師会などとの連携のもと、抜本的な医師確保対策を講じられるよう強く要望します。

1. 離島・僻地の地域医療を担う医師及び看護師等の養成と地域への定着を促進するため、専門医養成段階における離島地域医療従事の義務化など、新たな要員派遣システムを国の責任で構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年12月16日、長崎県壱岐市議会、提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣。

以上でございます。

議長（牧永 護君） これから発議第10号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第10号についての質疑を終わります。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第10号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第10号離島医療の医師確保対策を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第31. 発議第11号

議長（牧永 護君） 次に、日程第31、発議第11号アルミ3胴船の就航を目指す（株）市民フェリー壱岐対馬への船舶共有建造制度に基づく融資に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。3番、音嶋正吾議員。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 登壇〕

提出議員（3番 音嶋 正吾君） 発議第11号、平成22年12月16日、壱岐市議会議長牧永護様、提出者、壱岐市議会議員音嶋正吾、賛成者、壱岐市議会議員久保田恒憲、同呼子好、町田光浩、深見義輝、町田正一、今西菊乃、市山和幸、豊坂敏文、鵜瀬和博、榊原伸、久間進、瀬戸口和幸、市山繁。

アルミ3胴船の就航を目指す（株）市民フェリー壱岐対馬への船舶共有建造制度に基づく融資に関する意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

アルミ3胴船の就航を目指す（株）市民フェリー壱岐対馬への船舶共有建造制度に基づく融資に関する意見書（案）、壱岐市内の農業・漁業を担う市農協と5漁協から、11月25日付で貴機構に陳情が提出されております。そこにあるように、現在、壱岐市の経済は冷え込み、極めて厳しい状況にあります。島内の諸産業の関係者は必死の努力を重ねておりますが、離島という不利な条件を背負って、容易に打開の途は開けません。すなわち離島航路の大幅な改善は喫緊にして焦眉の課題です。しかし、現在まで壱岐対馬航路の改善に努めてこられた九州郵船（株）1社のみの努力に頼り続けることができる段階ではなくなっております。

現在、（株）市民フェリー壱岐対馬が計画中の高速カーフェリー・アルミ3胴船の就航が実現するならば、2社が共存共栄する、九州郵船と市民フェリー壱岐対馬の健全なる競合航路が実現し、壱岐対馬両島民にとっては大きな福音となるでしょう。

交流人口の飛躍的拡大と、本土と物流の改善が実現するならば、観光産業も島内第1次産業も大きな追い風を受けることができます。

当市議会としても、壱岐対馬両島の起死回生のかぎとして、貴機構が（株）市民フェリー壱岐対馬に対し、船舶共有建造制度に基づく融資を執行されるよう要望申し上げるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成22年12月16日、長崎県壱岐市議会、提出先、国土交通大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構。

以上であります。

議長（牧永 護君） これから発議第11号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第11号についての質疑を終わります。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第11号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） ちょっとお待ちください。ちょっと、はっきり立って下さい。起立多数です。よって、発議第11号アルミ3胴船の就航を目指す（株）市民フェリー壱岐対馬への船舶共有建造制度に基づく融資に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第32．委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第32、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の調査中の事件について会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

日程第33．議員派遣の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第33、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣する

ことに決定しました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。今期議会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで市長から発言の申し出がっておりますので発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議会閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る12月3日から本日まで14日間にわたり、本会議及び委員会を通じまして慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。本定例会におきまして、さまざまな御意見、御指摘、また御助言を賜りました。賜りました御意見等につきましては、真摯に、そして謙虚に受けとめ、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

さて、本定例会冒頭の行政報告で御報告申し上げておりました壱岐市民病院における九州大学精神科医局からの平成23年4月以降の医師派遣中止の申し出の件でございますが、一昨日でございますけど、12月14日に九州大学の精神科医局長から、来年4月1日から7月15日までの3カ月間については、精神科指定医の御紹介をしていただけたとの連絡をいただいたところでございます。これは、九州大学医局長が来年3月末に九州大学精神科医局を退局される予定の先生を説得していただいたものでございます。壱岐市民病院の精神科医療を残してほしいという熱い思いを受けていただいたものであり、心からお礼と感謝を申し上げる次第であります。ただし、その3カ月間の延長期間の間に、壱岐市民病院で精神科指定医を確保していただきたいとのことであります。私は今後とも精神科指定医を初め、医師確保に向け全力を尽くしてまいります。議員各位におかれましても、ぜひ御指導、御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

今年も残すところ、あとわずかになりました。来る平成23年もこうした課題を含め、真摯の精神で精いっぱい突き進んでまいりますので御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。これから年末年始にかけ、大変御多忙の時期でございますが、市民皆様並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意され、健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申

し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

・ ・

議長（牧永 護君） 以上をもちまして、平成22年第4回吉岐市議会定例会を閉会いたします。これで散会します。大変お疲れさまでした。

午前11時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧 永 護

署名議員 榊原 伸

署名議員 久間 進

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員